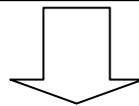


## 第7章 一次調査、二次調査、インタビュー調査から見えてきた課題と対応の方向性

### 1. 一次調査、二次調査、インタビュー調査から見えてきた課題と対応の方向性

#### (1) 若年性認知症者及び疑いのある人への相談体制の充実

|  |   |
|--|---|
| 市町村や地域包括支援センターが把握している若年性認知症者及び疑いのある人の件数や、相談件数は少ない状況にあります。(一次調査結果)  | はじめは、市役所や地域包括支援センターへ相談に行くよりも、心身の不調から医療機関に相談・受診することが多い傾向がうかがえます。 |
| 本人や家族は若年性認知症の疑いがある場合は、まずはかかりつけ医など医療機関に相談することが多くみられます。(本人・家族インタビュー結果)   |   |
| 市町村や地域包括支援センターに相談に行くことが本人・家族はあまり念頭になかったり、市町村などに行こうと思っけていても、どこの窓口に行ってもいかに分からないといった不安もあり、行きづらいという意見も聞かれました。(本人・家族インタビュー結果) | 制度やサービスについては、若年性認知症者やその家族にあまり知られていないことがうかがえます。                  |
| 若年性認知症者及び疑いのある人が相談に来た場合に対応する部署を決めているのは半数の市町村にとどまり、また、主に説明等を行っているのは「介護保険サービス」となっています。(一次調査結果)                             |   |
| 制度やサービスなどが分からないため、利用していないといった声も聞かれました。(本人・家族インタビュー結果)  |   |



現実として、最初に市町村や地域包括支援センターなどの相談機関に行くよりも、医療機関に行く人が多いことから、必要な情報を医療機関から市町村や地域包括支援センターへつないでもらうことが重要です。

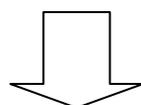
また、本人や家族に必要な情報が伝わるように制度やサービスなどの情報を集約したり、周知することも重要です。

## (2) 若年性認知症についての周知徹底や理解の促進

若年性認知症についてはまだまだ知られていない状況にあります。また、若年者は他の病気と誤解されることもあるため、受診につながらず、早期発見が遅れたりすることもあります。(インタビュー調査結果)

若年性認知症と診断されても、周囲の理解が不足していて、偏見を持たれたりすることもあるため、周囲に言いづらいという声も聞かれました。(インタビュー調査結果)

若年性認知症ということについて、誤解や偏見をもたれていることもうかがえます。



認知症サポーター養成講座の開催など、若年性認知症についての周知や理解の促進が重要です。

特に、本人が就労している場合、日中の多くの時間を過ごしている職場や企業を含めた啓発を進め、広く知ってもらうことによって、結果として認知症の早期発見と適切な対応につながっていくと考えられます。

## (3) 若年性認知症の対応可能な医療機関情報の共有化、医療機関間の連携強化

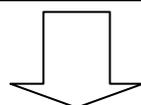
本人や家族は具体的にどこ(どの診療科目)に行ってもよいかわからないといったことが聞かれます。(インタビュー調査結果)

かかりつけ医に紹介された医療機関に行ったものの、別の医療機関に行くように勧められ、何度も医療機関に行くのがたいへんであるといったことも聞かれました。(インタビュー調査結果)

自院に認知症専門医がいる医療機関が少ないことや認知症サポート医との連携もあまり行われていない状況にあります。(一次調査結果)

本人・家族をはじめ適切な医療情報が得られていないことがうかがえます。

医師(医療機関)間の連携がスムーズに行えていないことがうかがえます。



本人・家族がどこ(どの診療科目)に行ってもよいかわからない時に、若年性認知症の対応が可能な医療機関の情報を知ることができたり、かかりつけ医から適切な専門の医療機関への紹介がスムーズに行われるよう、医療機関間の連携強化が重要です。

#### (4) 若年性認知症者を受け入れるサービス事業所情報の共有化

若年性認知症の人に対応しているのは、居宅介護支援事業所で約 22%、介護保険事業所で約 14%、障害福祉サービス事業所で約 7%となっています。(一次調査結果)

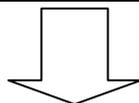
若年性認知症者がサービスを利用する場合、ケアマネジャーなどは若年性認知症者に対応している事業所を探すのに苦慮しているといった声も聞かれました。(インタビュー調査結果)

若年性認知症者がサービスを利用しようとした時に、特に介護保険サービスでは、一般の利用者との年齢ギャップが大きく、利用を拒む人もいます。(インタビュー調査結果)

若年性認知症者に対応している介護保険事業所や障害福祉サービス事業所がまだまだ少ないことがうかがえます。

個々のケアマネジャーによって持っている情報量等に違いが大きく、適切な利用につながっていないこともあります。

利用したいサービスを見つけづらい人がいることがうかがえます。



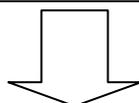
できるだけ本人の状況や希望にそって適切なサービス利用につなげられるよう、事業所情報を共有化し、本人・家族を含めさまざまな事業所にサービス内容等の共有化を図ることが求められています。

#### (5) サービス提供事業従事者の資質向上のための支援の充実

認知症ケアの研修の機会は一般的に増えてきているものの、認知症ということでは同じですが、年齢的な配慮や病気の特徴などでの配慮が必要な場合もあります。(インタビュー調査結果)

若年性認知症の人に対応しているのは、居宅介護支援事業所で約 22%、介護保険事業所で約 14%、障害福祉サービス事業所で約 7%となっており、若年性認知症者に対応している介護保険事業所や障害福祉サービス事業所がまだまだ少ない状況にあります。(一次調査結果)

若年性認知症のケアは、高齢者の認知症のものとは異なる対応を求められることもあり、必要なスキルを持って対応できる人が少ないことがうかがえます。



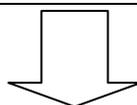
若年性認知症者が安心して、適切なサービスが利用できるよう、サービス従事者に対しても若年性認知症について研修や、勉強する機会を設けるなど資質向上のための支援を行うことが重要です。

## (6) 若年性認知症者の居場所づくりや利用できるサービスの充実

利用者の中には、他の選択肢がないため、仕方がなく介護保険サービスを利用しているといったことも聞かれました。特に就業していた人などは仕事から介護保険サービスの利用に移行することに納得することができない人もいます。(インタビュー調査結果)

介護保険サービスが利用できない40歳未満の人については、障害福祉サービスではしっくりいかなかったり、他の利用者とのギャップが大きく、相互の利用者が混乱するといった声も聞かれました。(インタビュー調査結果)

利用したいサービスがみつかりにくい人がいることがうかがえます。



若年性認知症者が今までの経験を活かして仕事をしたり、仲間と交流ができ、日中過ごせる居場所等を整備していくことなど、若年性認知症者及び家族が安心して生活できるよう、サービスの充実を図ることが重要です。

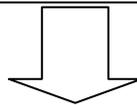
## (7) 就労の継続、経済的支援の充実

若年性認知症者は就業者であることも多く、発症した後の家計に大きな影響を及ぼすことも多々あります。また、本人や家族の経済状態に不安を抱えている人が約3分の1いました。(一次調査、二次調査結果)

就労している人が、若年性認知症を発症した場合、職場で何らかの配慮があった人は3分の1程度であり、発症後も就労継続しているのは3%にとどまっています。(二次調査結果)

経済的な不安を持つ人が多いことがうかがえます。

就労している人の場合、就労の継続には職場の理解と配慮が必要です。



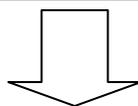
認知症の正しい理解のためには、さまざまな啓発が必要です。早期発見の対応に加え、就労の継続と傷病手当金等各種の社会制度の適切な活用に向けて、特に、職場や企業向けに理解と配慮のための啓発を図ることが重要です。

## (8) 家族介護者ケアの充実

若年性認知症者の家族はいつまで介護が続くのか分からないといった不安や進行していく認知症の状況にどのように対応してよいのか分からないといった不安を持っている人が多くいます。(二次調査、インタビュー調査結果)

周囲の理解が得られないかもしれないという不安から、周囲の人に相談したり打ち明けたりすることができない人もいます。(インタビュー調査結果)

家族介護者の心身共に介護負担はかなり大きい状況にあります。



本人のケアはもちろんのこと、家族介護者へのメンタルサポートを充実していくことが重要です。

このため、例えば、家族介護者が日々の困りごとや状況などを同じ立場の人にきいてもらい相談にのってもらえるような、「家族会」などの活動も重要です。

## 2. 他自治体の参考事例

### (1) 相談体制や情報提供の充実

#### 他自治体の事例

##### 「若年性認知症支援モデル事業(平成21年度～23年度)」(東京都)

若年性認知症の特性に応じた先駆的な取り組みを実施する補助事業者を選定し実施。多岐に渡る支援制度の相談が1箇所で行えるワンストップ機能、情報提供や関係機関との連携、サービス利用手続きにおける同行支援まで、状況・ニーズに応じた総合的なマネジメント支援する。

##### 「若年性認知症ハンドブック」(東京都)

産業医及び企業団体の人事・労務担当者等を対象に、職場内において、若年性認知症の人を早期に発見し、適切な支援に繋がれるよう作成している。

##### 「若年認知症の人とその家族への支援ハンドブック」(大阪市)

関係機関(各区保健福祉センター及び各地域包括支援センター)に設置し、市民への周知により若年認知症の正しい知識の普及、制度の活用を図っている。

##### 「若年性認知症支援ハンドブック」(兵庫県)

窓口での相談対応や地域で支援する方々の若年性認知症に対する正しい理解と、役割及

び視点の整理を目的として作成している。

#### **若年性認知症一日相談会 / 札幌市認知症コールセンター（札幌市）**

医師、保健師、介護支援専門員、社会保険労務士といった専門職や北海道若年認知症の人と家族の会会員が相談員となり、若年性認知症に関わるさまざまな相談に対応する。また、札幌市認知症コールセンターでは、若年性を含めた認知症に関する相談に電話で対応している。

#### **もの忘れサポートセンター・しが / 滋賀県若年認知症コールセンター（滋賀県）**

若年認知症に関する相談を気軽にできるよう、従来の「もの忘れサポートセンター・しが」の次に「滋賀県若年認知症コールセンター」という名称を追加し、若年認知症相談の充実を図っている。

#### **若年性認知症支援コーディネーターの設置（三重県）**

22年度に、若年性認知症患者やその家族に対する総合支援窓口となる若年性認知症支援コーディネーターを設置。若年性認知症一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるよう、コーディネーターを通じて本人や家族の相談支援体制を充実していく。コーディネーターは、社会福祉士・介護支援専門員等の資格を有しており、若年性認知症ケアの知識と実務経験がある者が担っている。（県から事業所運営会社への委託事業）

## (2) 若年性認知症の啓発

### 他自治体の事例

#### **「認知症シンポジウム～若年性認知症を中心に～」(東京都)**

若年性認知症の人が直面する様々な課題を考え、周囲の人がどう支援に結びつけていくのか、専門家や実際に支援に携わっている人の話をきく機会を提供している。

#### **若年性認知症市民向け講演会(札幌市)**

若年性認知症についての知識を提供する講演や若年性認知症者とその家族からのメッセージを通し、若年性認知症に対する理解を深めるよう市民に働きかける。

#### **若年性認知症啓発フォーラム(青森県)**

若年性認知症患者やその家族が抱える様々な困難や悩みについて理解を深め、市民ができることを考える。グループホーム施設長の講演、家族・県福祉課・サポートセンターのパネルディスカッションを実施している。

### (3)若年性認知症を受け入れるサービス事業所の資質向上

#### 他自治体の事例

##### **「認知症の人を支えるケア - 他の事業所等に伝えたい取組事例 - 」(広島県)**

認知症の状況を知ってもらうため、事例集では、「BPSD」と「連携」をテーマに、ケアの現場で活用できるよううまくいったポイントや他の事業所等に伝えたいことやワンポイントアドバイスなどを記載している。

##### **「認知症対応型サービス取組事例集」を作成(三重県)**

認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護を実施している事業所について、そのサービス内容を広く情報提供するため、「認知症対応型サービス取組事例集」を作成している。

##### **熊本県 若年性認知症自立支援ネットワーク研修事業(平成23年6月から)**

先進的な取り組みを行っているモデル事業所(2か所)に委託し、ケア(支援)の基本的な考え方(プログラム)を作成。プログラムに基づき、事業所を対象に研修会を実施。若年性認知症のケアに関する事業所向けの相談に関する業務をモデル事業所に委託。

##### **たつの市 若年性認知症支援者養成研修**

認知症の人の支援に携わっている専門職(医師、看護師、介護支援専門員、介護福祉士、ホームヘルパー、セラピスト他)、認知症地域助け合い者、キャラバン・メイト、若年性認知症に関心があり、支援に熱意のある方向けに5回コースの連続研修を実施している。

##### **若年性認知症研修(福岡市)**

「福岡市認知症介護実践者等養成事業及び介護保険事業者研修事業」の研修プログラムの一つ。介護保険事業所の職員を対象に、医学的知識全般と若年性認知症の特徴について学び、若年性認知症本人・家族への支援のあり方について理解を深める。認知症疾患医療センター、施設長、市の保険課が講師を務めている。

##### **若年性認知症に関する従事者向け研修会(札幌市)**

年1回医療、介護、福祉の従事者を対象に若年性認知症に関するケアの知識や技術等の講演を行い、日々の実践に活かしてもらえるよう働きかけている。

##### **若年性認知症ケア・モデル事業(平成22年度)(青森県)**

国の支援対策の一環で、県内で認知症支援を行っているモデル事業所を1カ所選び、通所支援サービス、相談支援、啓発活動の実施を通じ、患者支援の課題を分析している。

##### **認知症医療とケアフォーラム(滋賀県)**

医療・福祉・保健関係者、認知症の人と家族、地域住民が、認知症医療、治療薬、認知症ケア等の最新の情報を共有し理解を深めることを目的としたフォーラム。若年性認知症に詳しい医療専門家による講演や、根拠のある認知症ケアを職場全体で考え実践できる「現地相談」の取り組みの報告を行っている。

## (4)若年性認知症の専門医療の強化

### 他自治体の事例

#### **「若年性認知症支援モデル事業（平成 21 年度～23 年度）」（東京都）**

特別養護老人ホーム内のスペースを活用した就労型のデイサービスモデル事業。精神医学・臨床心理学・作業療法等の専門職と連携し、若年性認知症に適したダイプログラムを開発する。

#### **札幌市認知症支援事業推進委員会（札幌市）**

医師、介護支援専門員、家族会、グループホーム関係者等からなる委員で構成され、若年性認知症を含め、認知症に関わる事業の円滑な推進と支援ネットワークの構築を図るため検討を行う。（年 4 回）

#### **若年性認知症対策検討会議（熊本県）**

平成 22 年度に医療、介護、福祉の関係者からなる「熊本県若年性認知症対策検討会議」を立ち上げて、今後の対策について検討を進めている。他の自治体にはない「熊本モデル」認知症疾患医療センターを活用した若年性認知症対策の検討、若年性認知症に関する県民の正しい理解、行政の窓口機能の強化、若年性認知症者に対する障害福祉サービス、介護保険サービスの円滑な利用と両サービスの連携、協働等を検討している。（平成 23 年 2 月末現在で 3 回開催）

#### **熊本県かかりつけ医認知症対応力向上研修（熊本県）**

熊本県基幹型認知症疾患医療センター（熊本大学医学部附属病院）と連携し、研修内容の充実を図る。厚労省カリキュラムによる研修体系に、新たに、ステップアップ編（2 回）を加え、修了者に、県独自の修了証を発行。また、「熊本県かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者」として、県庁ホームページへの掲載を行い、県民への周知を図る。